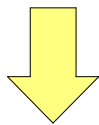


上天草市発注工事の施工に携わる業者の方へ

(上天草市暴力団排除条例に伴う手続きについて)

上天草市暴力団排除条例



契約の相手方に対して『誓約書』の提出が必要です

上天草市暴力団排除条例の施行に伴い、上天草市が発注する建設工事の施工に携わる業者の方は、契約の相手方に対して『自らが暴力団員等ではない旨の誓約書』を提出することが義務付けられます。(上天草市暴力団排除条例 第12条)

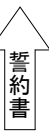
※1 市発注工事の施工に携わる業者とは、工事請負契約で3次下請契約までの業者を指し、それぞれが直近の発注者に対して、誓約書を提出する必要があります。(下記のフロー図のとおり。契約者相互に提出する必要はありません。)

【フロー図】

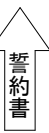
上天草市



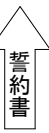
元請負人



下請負人



下請負人



下請負人

※2 契約金額の総額が100万円を超えない場合や、1件の市工事について基本契約を締結し、当該基本契約締結時に誓約書を提出した場合は、その工事について生じた追加契約や変更契約を締結する際に、あらためて誓約書を提出する必要はありません。

※3 契約の相手方から提出を受けた誓約書は、それぞれ契約締結の日から5年間の保管が義務づけられます。

※4 誓約書の提出にあたり、上天草市が元請負人に対し、その業務に関して報告又は資料の提出を求めることがあります。(上天草市暴力団排除条例 第13条)

これらの規定に違反した場合は、5万円以下の過料に処せられます。(上天草市暴力団排除条例 第16条)
その調査、報告の求めに虚偽の資料等を提出した場合は、5万円以下の過料に処せられます。
(上天草市暴力団排除条例 第17条)

また、これに伴って市工事等からの指名停止となる場合がありますので、ご注意ください。

平成24年7月1日以降に発注した建設工事から誓約書の提出(契約締結時)・保管が必要になります。

【問い合わせ先】

上天草市役所 監理課 契約検査係
電話 0964-26-5533